

公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市農業委員会会長及び久留米市高良内財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年6月19日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	塙秀二
久留米市監査委員	原口和人
久留米市監査委員	藤林詠子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成28年度

部局名： 協働推進部

指摘事項等			措置状況等	
指摘事項	財務監査	補助金交付事務	1 補助金の交付決定において、決裁区分を誤り、また、指定された合議もなされないまま決定通知を送付しているものがある。	職員の専決規程に対する認識を深めるとともに、課内でのチェック体制を徹底しています。
指摘事項	事務監査	補助金交付事務	2 団体へ支出している補助金について、補助対象経費としている退職積立金の積算根拠や積立額の状況など、詳細を所管課で把握していないものがある。	両団体への聴き取り及び資料の提出を求め、現状を確認した結果、久留米市防犯協会連合会の積立方法に問題があることが判明しました。現在、積立金の管理方法等について連合会に是正を求めており、取り扱いが適正なものになるよう、継続した指導・助言を行っていきます。
意見	事務監査		<p>本市は、「協働によるまちづくり」を市政運営の基本的態度として、様々な地域課題の解決や特色あるまちづくり活動への支援のために、久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金制度を設けている。</p> <p>この補助金を生きたお金とするために、採択事業について補助効果の検証を的確に行うことはもちろん、同補助金制度の趣旨に適い採択に値するような市民活動の芽生えや同制度が支援の手段として役立つ可能性のある活動を把握するため、関係部局等との連携調整に努められたい。</p>	<p>市民活動活性化補助金は、制度創設の平成24年度と比較して、今年度の決算見込みでは、採択件数は60件以上、金額は約1千万円の増加となっています。この補助制度を通じて、市民活動の活性化は年々高まってきていると実感しておりますし、新たな活動も着実に芽生えているところです。この補助金は市民活動を活性化していくことを目的とした制度です。制度を通じて、年々、市民活動が活性化しておりますが、魅力ある都市づくりのためには、更なる活性化が必要と認識しております。今後は、より地域の魅力を増していくことができるような、特色ある活動にも支援を充実していきたいと考えております。そのためにも、関係部局等との連携調整を十分に行いながら、新たな市民活動の展開に取り組んでいきたいと考えております。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成28年度

部局名： 北野総合支所

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>城島、北野、田主丸の3地域で取り組まれている生活交通支援事業や福祉バス事業については、公共交通を補完する必要な事業として今後も利用促進や事業の見直しを図るのであれば、効果的な打開策を検討するための体制や仕組み作りが必要と思われる。</p> <p>行政施策として取り組むものであっても、事業の維持には財政上一定の限界がある。むしろ、事業存続の可能性は、その必要性と危機について、住民自身が、当事者として自ら臨む課題であると捉えることができるかどうかにあるように感じられる。</p> <p>総合支所の役割は、実際に利用しようとする住民自身に、事業存続のために必要なものは何かを考えるよう促し、その声を的確にすくい取って、市の施策として所管部局に反映させるためにできることを考えることだと思われる。</p>	<p>地域住民で構成される生活交通検討会での協議を経て、本年4月からルート、ダイヤの改正を行いました。</p> <p>今後も、改正効果の分析、地域住民の意見集約を行い、利用促進への取り組みや、更なる改善に向けた協議を継続していきます。</p> <p>また、地域住民が当事者意識を持って利用促進への取り組みを進められるよう、総合支所として積極的に地域とのコミュニケーションを図りながら、必要な支援を行っていきます。</p> <p>所管課とも情報を共有しながら、施策の推進を図っていきます。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成28年度

部局名： 城島総合支所

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	現金等取扱事務 歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日に金融機関に払い込まなければならないとされているが、遅れて払い込んでいるものがある。	ご指摘を踏まえ、現金の収納事務において、当日または翌日に金融機関に払い込むよう是正しました。
指摘事項	財務監査	財産管理事務 行政財産使用更新許可の決裁文書において、専決権者の押印がないまま更新許可書が交付されているものがある。	ご指摘の文書の専決権者の決裁印は、指摘後直ちに押印しました。また、押印漏れがないか、文書のファイリング前に確認するよう周知徹底を図りました。
意見	事務監査	<p>城島、北野、田主丸の3地域で取り組まれている生活交通支援事業や福祉バス事業については、公共交通を補完する必要な事業として今後も利用促進や事業の見直しを図るのであれば、効果的な打開策を検討するための体制や仕組み作りが必要と思われる。</p> <p>行政施策として取り組むものであっても、事業の維持には財政上一定の限界がある。むしろ、事業存続の可能性は、その必要性と危機について、住民自身が、当事者として自ら臨む課題であると捉えることができるかどうかにあるように感じられる。</p> <p>総合支所の役割は、実際に利用しようとする住民自身に、事業存続のために必要なものは何かを考えるよう促し、その声を的確にすくい取って、市の施策として所管部局に反映させるためにできることを考えることだと思われる。</p>	<p>校区コミュニティ組織、よりみちバス利用者等で構成される城島地域生活交通検討会において、利用促進や事業の改善に向けて継続して協議を行っています。</p> <p>同検討会において協議検討を行い、平成29年3月に運行ダイヤと停留所、ルートを改正しました。また、地域住民へのアンケートや聞き取り調査を行い、要望の多かった「乗降時の不便の解消」を図るため、車両にステップと手すりを新たに設置しました。</p> <p>今後も地域や利用者の声を聞きながら、城島地域生活交通検討会や、所管部局と連携して、地域の生活支援交通の確立を図ってまいります。</p>